

【Ⅱ. 分野別施策】

8. 我が国の主権と領土・領海の堅守及び海洋権益の保全

我が国は世界第6位の領海・排他的経済水域（EEZ）を有する世界有数の海洋国家であり、我が国の海上輸送は、輸出入貨物輸送の99%以上を担う生命線である。

近年、メタンハイドレート等の新たな海洋資源への期待が高まるとともに、震災後のエネルギー政策の見直しにより、海洋再生可能エネルギーへの期待も大きくなっている。

一方、近年、我が国周辺海域において、近隣諸外国の海洋安全保障や海洋権益をめぐる主張や活動が活発化しており、さらに、我が国領海及び排他的経済水域内での外国漁船による違法操業や、我が国の同意を得ない外国船舶による海洋調査等の事案も発生している。

これら国際情勢の大きな変動に対応して、「海に守られた国」から「海を守る国」への考え方の下、我が国の主権と領土・領海の堅守及び海洋権益の保全を図っていくことが極めて重要である。

（1）戦略的海上保安体制の構築

尖閣諸島周辺海域の領海警備に万全を期すため、大型巡視船14隻相当による専従体制の確立に向けた大型巡視船の増強、要員の確保・養成、石垣港の拠点機能の強化等を着実に推進するとともに、更なる情勢の変化にも対応し得る体制を確保するため、全国の老朽化した巡視船の代替等を図る。

（主な施策）

- 尖閣領海警備専従体制の確立、更なる情勢の変化にも対応し得る体制確保

（2）海洋権益や海洋フロンティアを支える環境整備

海洋権益や海洋フロンティアを支える環境整備のため、低潮線の保全、離島の基準点整備、遠隔離島における活動拠点整備や沖ノ鳥島の保全、調査データが不足している海域の海洋調査や海洋情報の一元的管理及び公開を推進する。また、北極海航路の利活用の実現に向けた検討を行う。

（主な施策）

- EEZの保全・管理、海洋調査の推進、海洋情報の一元化、北極海航路利活用